

附属書四（第五章関係） 現行の措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されている第五十七条及び第五十八条の規定に基づく義務をいう。

日本国の留保

分野又は事項	この協定に基づく義務
<p>一 農林水産業（植物育成者権）</p> <p>二 農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書五の日本国の留保の五の項で規定するものを除く。）</p>	<p>内国民待遇（第五十七条）</p> <p>最恵国待遇（第五十八条）</p> <p>内国民待遇（第五十七条）</p>

---

三 航空運輸業

四 銀行業

五 医薬品製造業

六 貨物利用運送事業

七 熱供給業

八 情報通信業

九 皮革及び皮革製品製造業

十 船舶の国籍に関する事項

十一 鋳業

十二 石油業

十三 鉄道業

---

内国民待遇（第五十七条）

最恵国待遇（第五十八条）

内国民待遇（第五十七条）

内国民待遇（第五十七条）

内国民待遇（第五十七条）

内国民待遇（第五十七条）

内国民待遇（第五十七条）

内国民待遇（第五十七条）

内国民待遇（第五十七条）

内国民待遇（第五十七条）

内国民待遇（第五十七条）

---

十四	航空機登録原簿への航空機の登録	内国民待遇 (第五十七条)
十五	道路旅客運送業	内国民待遇 (第五十七条)
十六	警備業	内国民待遇 (第五十七条)
十七	上水道業	内国民待遇 (第五十七条)
十八	水運業	最恵国待遇 (第五十八条)

(ブルネイ・ダルサラーム国の留保は省略)